

# 昭和の森ゴルフコース・ジュニア利用規則 (小学生・中学生)

## 【ジュニアの定義】

第1条 当ゴルフコースで定めるジュニアとは、小学生以上 高校生以下とします。確認は学生証等の提示をもって行います。

## 【適用の範囲】

第2条 本規則は、前条に定義するジュニアのうち、小学生および中学生に適用します。

## 【保護者の同伴義務】

第3条 ジュニアがコースを利用する場合、ジュニア1名につき保護者1名の同伴プレーが必要となります。プレーを行わない方の同伴は認められません。

## 【利用規則の適用】

第4条 当ゴルフコースをご利用されるジュニア及び保護者の方は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、昭和の森ゴルフコース利用規則によるほか、本利用規則に従ってご利用いただきます。

## 【利用契約の成立】

第5条 保護者は、本利用規則をご確認の上、下記の同意書に署名してください。それにより当ゴルフコースは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。利用引き受け後でも、昭和の森ゴルフコース利用規則第4条を適用します。

## 【保護者の責任】

第6条 ジュニア全ての行動・行為は、保護者の責任として昭和の森ゴルフコース利用規則が保護者に適用されます。

## 【危険防止責任とエチケットマナーの厳守】

第7条 保護者は、常に危険防止に注意をはらうとともに自らエチケットマナーを守り、自己の責任でプレーをしていただきます。同様にジュニアに対しても保護者自身の責任でプレーをしていただきます。

## 【違背の場合の責任】

第8条 ジュニアが昭和の森ゴルフコース利用規則第20条に定める事故を発生させた場合、あるいは被害を受けた場合は、保護者に昭和の森ゴルフコース利用規則第20条を適用いたします。

付 則 この規則は平成13年10月1日から施行いたします。  
この改正は平成28年8月1日から施行いたします。

## 規 則 同 意 書

私は、昭和の森ゴルフコース利用規則および昭和の森ゴルフコース・ジュニア利用規則  
(小学生・中学生)に従って、昭和の森ゴルフコースを利用することに同意いたします。

コース利用日	コース名	スタート時間
年 月 日 ( )	アウト・イン	時 分
同伴保護者氏名(署名)	保護者住所・連絡先電話番号	
	〒 TEL: - -	
ジュニア氏名	ジュニア住所・連絡先電話番号	
	〒 TEL: - -	
ジュニア生年月日	年 月 日 ( 歳 )	